

## 求償権行使懈怠違法確認等請求及び共同訴訟参加事件について

### 事案の概要

大分県教育委員会の職員らは、教員採用試験において受験者の得点を操作するなどの不正を行い、大分県は、これにより不合格となった受験者らに対して損害賠償金を支払った。本件は、大分県の住民である上告人（第1審原告）らが、被上告人大分県知事（第1審被告）を相手に、地方自治法242条の2第1項4号に基づく請求として、上記不正に関与した公務員等に対する求償権に基づく金員の支払を請求すること等を求める住民訴訟である。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、国家賠償法1条2項に基づく求償権は、求償の相手方が複数である場合には分割債務となるとして、大分県が公務員に対して求償すべき金額を算定した。
  - ※ 原判決は、最高裁平成28年（行ヒ）第33号同29年9月15日第二小法廷判決による差し戻し後の第2次控訴審判決である。なお、最高裁第二小法廷判決は、大分県において公務員が返納した退職手当に相当する額を求償しないことは違法でないとした第1次控訴審判決について、第1次控訴審判決が指摘する事情のみから直ちに求償権の行使が制限されるということとはできないとして、第1次控訴審判決を破棄し、原審に差し戻した。
- ◇ 最高裁（第2次上告審）における争点は、複数の公務員が国又は公共団体に対して負う求償債務が分割されるか、また、どのような場合に、複数の公務員が国又は公共団体に対して連帯して同項による求償債務を負うかである。